

浜松市〇〇区明るい選挙推進協議会規約準則

(名称)

第1条 この協議会は、浜松市〇〇区明るい選挙推進協議会（以下「区協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 区協議会は、選挙が公正明朗に行われるよう自主的な明るい選挙推進運動を強力に展開することによって、広く住民の間に明るく正しい選挙意識を醸成するとともに、政治意識の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 区協議会は、前条の目的を達成するため選挙管理委員会及び関係諸団体と協力して次の事業を行う。

- (1) 平常時における明るい選挙推進運動の企画及びその実施
- (2) 各種選挙時における明るい選挙推進運動の企画及びその実施
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 区協議会は、〇〇区の区域において活動を行う明るい選挙推進委員（以下「推進委員」という。）をもって構成し、明るい選挙推進運動に賛同する地域団体その他の団体の中から推薦された者及び知識経験を有するものをもって組織する。

(役員)

第5条 区協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 幹事 若干名
- 2 会長及び副会長は、推進委員の中から総会において選任する。
 - 3 幹事は、推進委員の中から会長が指名する。
 - 4 会長は、区協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理する。
 - 6 幹事は、会長の指揮を受け運動の推進にあたる。

(顧問及び参与)

第6条 区協議会に顧問を置き、当該区選挙管理委員会及び区長をもって充てる。

- 2 区協議会に参与を置くことができるものとし、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、事業達成に必要な援助、協力をするとともに、区協議会において意見を述べることができる。

(任期)

第7条 推進委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で就任した推進委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 推進委員及び役員は、任期が満了しても後任者が就任するときまで在任する。

(会議)

第8条 役員会及び総会は、必要の都度会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席したものの過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(支部の設置)

第9条 区協議会は、平成19年4月1日施行の行政区（以下「旧行政区」という。）の区域ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部は、旧行政区の区域において活動を行う推進委員をもって構成する。

(推進協力員)

第10条 第3条に規定する事業を強力に推進し、一層の効果を期するため、区協議会に明るい選挙推進協力員（以下「推進協力員」という。）を置くことができる。

- 2 推進協力員は、会長が委嘱する。
- 3 推進協力員は、区協議会が行う事業に協力する。

(庶務)

第11条 区協議会の庶務は、浜松市〇〇区選挙管理委員会事務局において行う。

(補則)

第12条 この規約に定めがあるもののほか、区協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和6年〇月〇日から施行する。ただし、施行に伴い組織された推進委員及び役員の任期は第7条第1項の規定にかかわらず令和7年6月までとし、同条第3項の規定に基づき任期が満了しても後任者が就任するときまで在任する。